

対象期間 拡大!

※令和6年4月1日以降に
母子健康手帳交付を
受けた方

妊娠中・産後2ヶ月までの医療費を助成します!

臼杵市妊産婦医療費助成制度

臼杵市では、妊産婦の方が安心して子どもを産み育てる環境づくりのために、保険適用による医療費の自己負担額を助成します。

対象者 臼杵市に住民票がある妊婦及び産婦
(健康保険に加入していること)

対象期間 母子健康手帳の交付を受けた(または転入した)日から出産(流産及び死産を含む)した日の翌々月末日まで(転出する方は、転出日の前日まで)

助成内容 妊産婦が診療を受けた際の医療費のうち、「保険適用分の自己負担額」を助成します。
※助成費用は、医療費の自己負担額より高額療養費、付加給付金、他の法令などで給付されるものを控除した残りの費用。

助成対象にならないもの

- 健康診断料、通常分娩費、予防接種、証明料など保険が適用されないもの
 - 入院時の食事療養費及び入院時の生活療養費
 - 交通事故などの第三者行為の場合
- ※令和5年4月1日以降に出産された方は、出産に伴う入院期間にかかった費用は対象外となります。

助成方法 医療機関(歯科医院・調剤薬局含む)の窓口でいったん医療費を支払い、後日申請していただく償還払い。

申請期間 診療月の翌月から1年以内(診療月の翌年同月末日まで)に申請してください。

申請時に必要なもの

- ・母子健康手帳
- ・健康保険証
- ・ご本人名義の通帳
- ・医療機関等の発行した領収書(原本)
(領収書をなくされた場合は、医療機関での証明が必要)

該当する領収書を
まとめて申請できます。

申請場所 臼杵庁舎 子ども子育て課窓口(ちあぼーと内)
野津庁舎 市民生活推進課5番窓口(1階)
※「申請時に必要なもの」をご持参ください。

助成金の支払い時期・方法

- ・申請内容を審査のうえ、原則として申請した翌々月に指定の口座に振り込みます。

問合せ先 臼杵市子ども子育て課(ちあぼーと内) 母子保健グループ
☎0972(86)2258

